様式第６（第４条の２関係）

ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出書

年　月　日

殿

住所　〒
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第４条の２第１項の表第４号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物の絶縁油漏洩に係る事故について届け出ます。

（事業場に関する事項）

［略］

（事故のあった原子力発電工作物に係る事項）

［略］

（その他参考となるべき事項）

備考　［１・２　略］
［削る。］

様式第７（第４条の２関係）

高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況届出書

年　月　日

殿

住所　〒
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第４条の２第２項の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況を別紙のとおり届け出ます。

［略］

（別紙）

高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況

氏名（法人にあっては名称）
事業場の名称
（原子力発電工作物に係る事項）

［略］

参考　［１～４　略］
［削る。］

様式第６

ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出書

年　月　日

殿

住所　〒
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　印

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第４条の２第１項の表第４号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物の絶縁油漏洩に係る事故について届け出ます。

（事業場に関する事項）

［同上］

（事故のあった原子力発電工作物に係る事項）

［同上］

（その他参考となるべき事項）

備考　［１・２　同上］
３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第７

高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況届出書

年　月　日

殿

住所　〒
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　印

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第４条の２第２項の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況を別紙のとおり届け出ます。

［同上］

（別紙）

高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況

氏名（法人にあっては名称）
事業場の名称
（原子力発電工作物に係る事項）

［同上］

参考　［１～４　同上］
５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

備考　表中の［　］は注記である。

○国土交通省令第百三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。